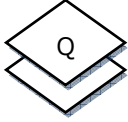




労働相談Q & Aで解決！

年次有給休暇



新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等により、業務が減少したため従業員に年次有給休暇を取らせたいと考えています。

A 年次有給休暇をいつ取得するかは労働者が決定するのが原則であり、会社から日時を指定して取得させることはできません。
業務が減ったこと等会社の都合により労働者を自宅待機させる場合は、休業手当で対応することとなります。

解説はこちら

- 労働者は、年次有給休暇をいつ取るかを指定することができますが、業務が繁忙であり、会社側でも代替要員の確保の努力をしたが、それでも業務に支障がでる場合など事業の正常な運営を妨げる場合は、会社は年次有給休暇を取得する日を変更することができます。
- 会社の責に帰すべき事由により、労働者を休業させる場合は、会社は、休業期間中、その労働者に対し、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなければなりません（労働基準法第26条）。
- この会社の責に帰すべき事由の例としては、機械の検査、原料の不足、流通機構の不円滑による資材入手難、監督官庁の勧告による操業停止、親会社の経営難のための資金・資材の獲得困難などがあります。新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、従業員を自宅待機させる場合も含まれます。
- 休業手当を支払った会社は、支払った休業手当の一定割合を雇用調整助成金として受け取れます。

どうすれば？

- 従業員を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、従業員と十分に話し合い安心して休暇を取得できる体制を整えましょう。
- 労働基準法において、欠勤中の賃金（休業手当）は、平均賃金の100分の60までを支払うことが義務づけられていますが、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えるためには、就業規則等により各企業において100分の60（たとえば100分の100）を超えて支払うことが望ましいと思われれます。
- この場合、支給要件に合致すれば、雇用調整助成金の支給対象になります。
- 平均賃金の計算方法、休業手当の要件、雇用調整助成金の詳細等については、山梨労働

局コールセンターまたは事業所の所在地を所管するハローワークにお問い合わせください。

お問い合わせ

- 山梨県労働委員会事務局
〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
電 話 055 (223) 1827
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

- ◎ 山梨労働局
学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金コールセンター
電 話 0120 (60) 3999
受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

- ◎ 山梨県内のハローワーク (公共職業安定所)
ハローワーク甲府 (甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡)
電 話 055 (232) 6060
ハローワーク富士吉田 (富士吉田市、南都留郡のうち忍野村、山中湖村、鳴沢村、
富士河口湖町)
電 話 0555 (23) 8609
ハローワーク大月 (大月市、上野原市、北都留郡)
電 話 0554 (22) 8609
ハローワーク都留 (都留市、南都留郡のうち西桂町、道志村)
電 話 0554 (43) 5141
ハローワーク塩山 (山梨市、甲州市)
電 話 0553 (33) 8609
ハローワーク韮崎 (韮崎市、北杜市)
電 話 0551 (22) 1331
ハローワーク鰍沢 (南巨摩郡、西八代郡)
電 話 0556 (22) 8689